

拡張デジタルマッピング実装規約（案）
改訂版

平成 17 年 3 月

国土交通省 国土地理院

目次

第1章 適用範囲.....	3
第2章 用語の定義.....	4
大縮尺数値地形図図式と取得分類基準.....	5
第1章 総則.....	6
第1節 総則.....	6
第2節 表示の原則.....	6
第2章 地図記号.....	7
第1節 通則.....	7
第2節 境界等.....	7
第3節 交通施設.....	8
第4節 建物等.....	8
第5節 小物体.....	9
第6節 水部等.....	10
第7節 土地利用等.....	10
第8節 地形等.....	11
第9節 地図記号の様式.....	12
第3章 取得分類基準.....	12
第1節 通則.....	12
第2節 取得分類基準.....	19
第4章 注記.....	19
第1節 通則.....	19
第2節 細則.....	28
第5章 整飾.....	31
第1節 通則.....	31
デジタルマッピングデータファイル仕様.....	32
第1章 総則.....	33
第1節 総則.....	33
第2章 デジタルマッピングデータファイル仕様.....	37
第1節 通則.....	37
第3章 デジタルオルソデータファイル仕様.....	39
第1節 通則.....	39
第2節 デジタルオルソデータファイル.....	39
第3節 位置情報ファイル.....	39
第4章 デジタルマッピングデータファイル説明書.....	40

第 1 章 適用範囲

(適用範囲)

- 第1条 本規約は、国土交通省公共測量作業規程に従って作成される測量成果及び測量記録等（以下「成果等」という。）デジタルマッピングファイル仕様によって納品される場合に適用する。
- 2 本規約は、地図情報レベル 5000 以上に適用するものとする。
 - 3 適用される成果等は、次表のとおりである。

分類	細分類	成果等	備考
基準点測量	基準点測量	基準点網図	
		平均図	
		観測図	
	水準測量	水準路線図	
		平均図	
数値地形測量	TS 地形測量	DM データファイル	
		DM データインデックスファイル	
	デジタルマッピング	標定点配置図・水準路線図	
		対空標識点一覧図	
		標定図	
		刺針点一覧図	
		空中三角測量実施一覧図	
		DM データファイル	
		DM データインデックスファイル	
	数値地形モデル		
	デジタルオルソ	デジタルオルソデータファイル	TIF
位置情報ファイル		ワールドファイル仕様	
応用測量	路線測量	線形図	線形決定
		線形地形図	中心線測量
		詳細平面図	詳細測量
		杭打図	用地幅杭設置測量
	河川測量	等高・等深線図	深淺測量
		線形図	法線測量
		等高・等深線図	海浜測量
	用地測量	公図等転写連続図	資料調査
		復元箇所位置図	復元測量
		基準点網図	補助基準点の設置
		設置箇所位置図	用地境界仮杭設置

分類	細分類	成果等	備考
		設置箇所位置図	用地境界杭設置
		用地実測データ	用地実測図等の作成
		用地平面データ	用地実測図等の作成

(要旨)

第2条 本規約では、国土交通省公共測量作業規程（平成14年3月）に対して、主に次の各号を明確化したものである。

- (1) 取得基準
- (2) 測量記録（基準点測量、地形測量、応用測量）の電子納品用取得分類コード
- (3) ファイル仕様の明確化及び微修正
- (4) その他、軽微な修正

第2章 用語の定義

(相当縮尺)

第3条 地図情報レベルと地形図縮尺の相当縮尺は、次表のとおりとし、表外の地形図縮尺においてもこれに準ずるものとする。

地図情報レベル	相当縮尺
500	1/ 500
1000	1/1,000
2500	1/2,500
5000	1/5,000

(長さ等の記述)

第4条 本規約に記述される長さ等の記述は、相当縮尺上での長さ等を表す。

(転位区分と間断区分)

第5条 転位区分を設定する、あるいは間断区分を設定するとは、それぞれの区分に0以外の所定の値を与えることをいう。

(真位置)

第6条 真位置とは、所定の精度で取得され、表示のための水平位置の転位が行われていない位置をいう。

大縮尺数値地形図図式と取得分類基準

第1章 総則

第1節 総則

(目的)

第7条 この図式は、国土交通省公共測量作業規程第73条及び第263条に基づき、地図情報レベル5000以上の大縮尺数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。

(大縮尺地形図の性格)

第8条 大縮尺地形図とは、河川、道路、ダム等の計画、管理及び土木工事のために使用する大縮尺の地形図をいう。

第2節 表示の原則

(表示の対象)

第9条 大縮尺地形図に表示する対象は、測量作業時に現存し、永続性のあるものとする。ただし、次に掲げる事項は、表示することができる。

- (1) 建設中のもので、おおむね1年以内に完成する見込のもの。
- (2) 永続性のないもので、特に必要と認められるもの。

(表示の方法)

第10条 大縮尺地形図への表現は、地表面の状況を縮尺に応じて正確詳細に表示する。

- 2 表示する対象は、それぞれの上方からの正射影（以下「正射影」という。）で、その形状を表示する。ただし、正射影で表示することが困難なものについては、正射影の位置に定められた記号で表示する。
- 3 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象は、その位置を指示する点（以下「指示点」という。）を表示し、名称、種類等を文字により表示する。

(表示事項の転位)

第11条 大縮尺地形図に表示する地物の水平位置の転位は、原則として行わない。

(地図記号及び文字の大きさの許容誤差)

第12条 大縮尺地形図原図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上±0.2mm以内とする。

(線の区分)

第13条 大縮尺地形図原図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。

線 号	線の太さ	備 考
1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。
2号	0.10mm	
3号	0.15mm	
4号	0.20mm	
5号	0.25mm	
6号	0.30mm	
7号	0.35mm	
8号	0.40mm	
10号	0.50mm	

第2章 地図記号

第1節 通 則

(地図記号)

第14条 地図記号とは、対象物を大縮尺数値地形図上に表現するために規定した記号をいい、境界等、交通施設、建物等、小物体、水部等、土地利用等及び地形等に区分する。

第2節 境界等

(境界等)

第15条 境界等は、境界及び所属界に区分する。

(境 界)

第16条 境界とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字・町界・丁目界及び小字界に区分して表示する。

(所属界)

第17条 所属界とは、島等の所属を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。

(未定境界)

第18条 未定境界とは、第16条に規定するもののうち、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界及び町村・指定都市の区界で未定であることが明らかな境界をいい、関係市町村

- 間で意見の相違がある境界を含む。
- 2 未定境界は、間断区分を設定する。
 - 3 未定境界は、大縮尺数値地形図原図では表示しない。

第3節 交通施設

(交通施設)

第19条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。

(道 路)

第20条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、徒歩道、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。

- 2 真幅道路、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路は、その正射影を表示し、徒歩道は、正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。

(道路施設)

第21条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。

(鉄 道)

第22条 鉄道とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいう。

- 2 鉄道は、軌道、または軌道間の正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。

(鉄道施設)

第23条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。

第4節 建物等

(建物等)

第24条 建物等は、建物、建物に付属する構造物及び建物記号に区分する。

(建 物)

第25条 建物とは、居住その他の目的をもって構築された建築物をいい、普通建物、堅ろう建物、普通無壁舎及び堅ろう無壁舎に区分して表示する。

- 2 建物は、射影の短辺が実長 **1m** 以上のものについて、その外周の正射影を表示することを原則とする。

(建物の付属物)

第26条 建物の付属物とは、門、屋門、たたき及びプールをいう。

(建物記号)

第27条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。

- 2 特定の用途あるいは、機能を明らかにする必要がある建物には、注記することを原則とする。
- 3 建物規模が小さいもの及び市街地等の建物の錯雑する地域において、注記により重要な地物と重複するおそれのある場合には、定められた記号によって表示する。
- 4 大きな建物の一部にある郵便局、銀行等のうち、好目標となるもので必要と認められるものは、指示点を付して表示する。
- 5 建物記号の表示位置等は、次による。
 - (1) 建物の内部に表示できる場合は、中央に表示する。
 - (2) 建物の内部に表示できない場合は、指示点を付しその上方に表示することを原則とし、表示位置の記号を間断することが適当でない場合は、その景況に従い適宜の位置に表示することができる。

第5節 小物体

(小物体)

第28条 小物体は、公共施設及びその他の小物体に区分する。

(公共施設)

第29条 公共施設とは、電柱及びマンホールをいう。

- 2 電柱は、その支柱中心を記号中心と一致させて表示し、有線方向を **1.0mm** 表示する。このとき、有線方向は、架設されているものすべてについて表示する。
- 3 支線及び枝線は、原則として表示しない。
- 4 マンホールは、共同溝、ガス、電話、電力、下水及び上水は、それぞれの記号で表示し、それ以外のものについては、公共性、規模等を考慮して、未分類を用いて表示する。

(その他の小物体)

第30条 その他の小物体とは、形状が一般に小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。

- 2 その他の小物体は、原則として好目標となるもので、地点の識別と指示のために必要なもの及び歴史的・学術的に著名なものを表示する。
- 3 その他の小物体の記号は、特に指定するものを除き、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示する。
- 4 定められた記号のない小物体は、その位置に指示点を付し、これにその名称又は種類を示す注記を添えて表示する。

第6節 水部等

(水部等)

第31条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。

(水 部)

第32条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水がい線に区分する。

(水部に関する構造物等)

第33条 水部に関する構造物等とは、水がい線に付属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝、流水方向を含む。

第7節 土地利用等

(土地利用等)

第34条 土地利用等は、法面、構囲、諸地、場地及び植生に区分する。

(法 面)

第35条 法面とは、切土あるいは盛土によって人工的に作られた斜面の部分をいう。

(構 囲)

第36条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。

(諸 地)

第37条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地及び材料置場に区分して表示し、区域界を含む。

- 2 区域界とは、諸地及び場地等のうち特に他の区域と区分する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。
- 3 建設中の区域は、区域界で表示する。

(場 地)

第38条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。

- 2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。
- 3 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指定する主要な箇所がある場合には、その位置に表示する。

(植生)

第39条 植生とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいい、植生界、耕地界及び植生記号により表示する。

- 2 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部にそれぞれの植生記号を入力する。
- 3 既耕地の植生記号は、植生界、耕地界及び地物で囲まれる区域の中央部に一個表示する。ただし、一個では植生の現況が明示できない場合にはその景況に応じて意匠的に表示することができる。
- 4 未耕地の植生記号は、図上 4.0cm × 4.0cm におおむね 2～4 個をその景況に応じて意匠的に表示する。

第8節 地形等

(地形等)

第40条 地形等とは、地表の起伏の状態をいい、等高線、変形地、基準点及び数値地形モデルに区分する。

- 2 地形の起伏は等高線によって表示することを原則とし、等高線による表現が困難又は不適当な地形は変形地の記号を用いて表示する。

(等高線)

第41条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線及びそれらの凹地曲線に区分して表示する。

- 2 等高線には、属性数値に等高線数値を格納する。

(変形地)

第42条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、土がけ、雨裂、急斜面、洞口、岩がけ、露岩、散岩及びさんご礁に区分して表示する。

(基準点)

第43条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、多角点等、公共電子基準点、公共基準点（三角点）、公共基準点（水準点）、公共基準点（多角点等）、その他の基準点、標石を有しない標高点及び図化機測定による標高点に区分して表示する。

- 2 標高数値の表示は、水準点及び公共基準点（水準点）は、小数点以下第 3 位までとし、電子基準点、三角点、多角点等、公共基準点（三角点）、公共電子基準点、公共基準点（多角点等）、その他の基準点及び標石を有しない標高点は、小数点以下第 2 位までとし、図化機測定による標高点は、小数点以下第 1 位までとする。
- 3 標高数値は、属性数値に少数点以下 3 位まで格納するものとし、有効桁数以下の位には 0 を与えるものとする。

- 4 基準点の表示密度は、等高線数値を含めて図上 10cm × 10cm に 10 点を標準とする。

(数値地形モデル)

第44条 数値を用いた地形表現をいう。

第9節 地図記号の様式

(地図記号の様式)

第45条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の地図記号の様式及び適用は、「大縮尺地形図 図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表（案）」による。

- 2 応用測量の地図記号の様式及び適用は、「大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表（案） 応用測量」による。
- 3 測量記録の地図記号の様式及び適用は、「大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表（案） 測量記録」による。

第3章 取得分類基準

第1節 通則

(取得分類コード)

第46条 取得分類コードは、原則として拡張デジタルマッピング取得分類基準表（案）の分類コードを標準の分類コードとして使用する。

- 2 標準の分類コード以外にデータ項目の追加が生じた場合は、同様の性質を持つ地形・地物等のデータ項目と整合させ、「使用分類コード」として追加することができる。
- 3 データ項目の追加の有無に関わらずデータファイル内で使用されている分類コードと標準の分類コードの関係は、インデックスレコードに記載しなければならない。

使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述
3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物
3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物

(データタイプ)

第47条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッドデータ及び不整三角網の各タイプにより表現する。

- (1) 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。
- (2) 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。
- (3) 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の 3 点の座標値で表す。
- (4) 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の 3 点の座標値で表す。
- (5) 点データは、建物記号や植生記号等 1 点で地物等を表現する場合に用いる。
- (6) 方向データは、信号灯、抗口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2 点一組の座標列で記号の位置と方向を表すこととし、最初の点は記号を表示する位置を、2 番目の点は、1 番目の点と合わせてその記号の向きを表す方向にデータを取得する。なお、2 番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。
- (7) 注記データとは、地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。
- (8) 属性データは、ユーザーがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式は Fortran 形式で設定する。
- (9) グリッドデータは、標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。
- (10) 不整三角網は、3 点の座標で構成されるデータの集合である。

(グループ化)

第48条 グループ化は、複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。

- 2 グループ化は、地物と注記あるいは属性、建物と建物記号、建物本体に付属するポーチやひさし等（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。
- 3 グループ内の表現分類は、同じとする。
- 4 グループ内の要素識別番号は、1 から新たに番号を付与する。但し、外部のデータベースとリンクされている場合は、追加で付番してもよいこととする。

レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考
:	:	:	:	
H	2200	0	1	レイヤヘッダレコード
E*	2255	1	2	要素レコード
E*	2255	2	2	要素レコード
:	:	:	:	
:	:	:	:	
E*	2255	n	2	要素レコード
H	2255	n+1	2	グループヘッダレコード
E*	2255	1	3	要素レコード
E8	2255	2	3	要素レコード
(属性レコード)		属性レコード
H	2255	n+2	2	グループヘッダレコード
E*	2255	1	3	要素レコード
E8	2255	2	3	要素レコード
(属性レコード)		属性レコード
E*	2255	n+3	2	要素レコード
E*	2255	n+4	2	要素レコード
E*	2256	1	2	要素レコード
E*	2256	2	2	要素レコード
H	2300	0	1	レイヤヘッダレコード
:	:	:	:	
:	:	:	:	

(取得基準)

第49条 データの取得基準及びデータタイプは、拡張デジタルマッピング取得分類基準表（案）のとおりとする。

(地形の座標次元)

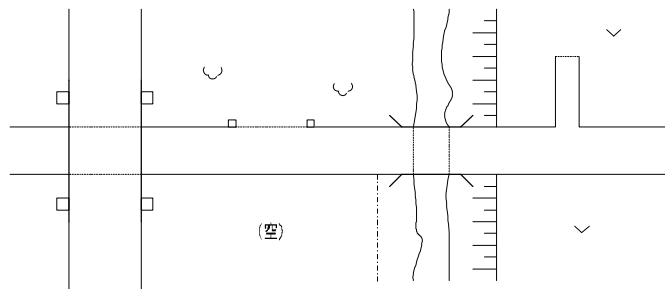
第50条 等高線、基準点、数値地形モデルの座標次元は3次元とする。

- 2 座標次元が3次元であっても、標高値が同一の場合は、属性数値を使用して標高値を格納し、XY座標は2次元座標レコードを使用して格納するものとする。

(連続性の確保)

第51条 連続するデータは、座標一致で連続しなければならない。

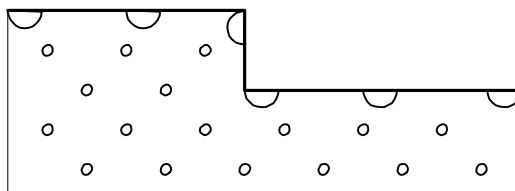
- 2 真幅道路等は街区面が構成できるように、袋小路や施設入り口等の表現上、開放部においても当該取得分類に間断区分を設定して取得するものとする。
- 3 河川等において道路橋等の下を通過する箇所は、間断区分を設定して取得するものとする。但し、出入り口の調査が困難な用水路等はこの限りではない。
- 4 線の間中に別の線データが接する場合には、別の線データの端点座標は、接する線の線上にななければならない。



(射影のある非対称記号)

第52条 崩土、壁岩、人工斜面、被覆等の射影をもつデータは、射影部の上端と射影部の下端の始
終点座標が座標一致で接続されていなければならない。

2 図形区分は、次の図例による。

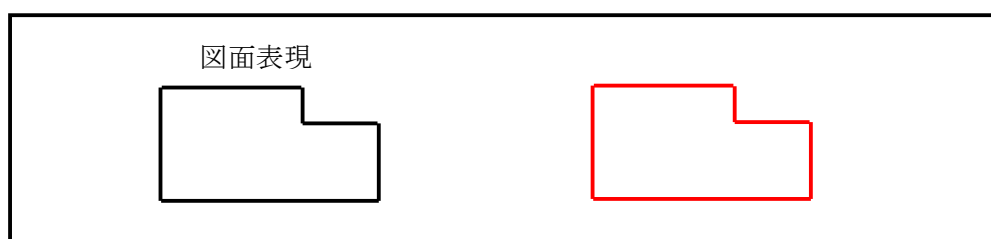


上端(太線):11、下端(細線):12、上端に付属する
半円記号及び射影内部の輪形記号は自動発生
被覆(大)

(面データの特例)

第53条 データタイプが面として規定されているデータにおいて、図郭や作業範囲等で分断される
場合は、線形式で取得するものとする。

2 図郭で分断される場合は、データの始終点座標は図郭線に一致するものとし、分断された
隣接図郭のデータの始終点座標とも一致しなければならない。



使用分類 コード	標準の分 類コード	使用データ タイプフラグ	方 向 規 定	座 標 次 元	内容記述
3001	3001	110000000	0	0	普通建物
3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物
3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎
3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎

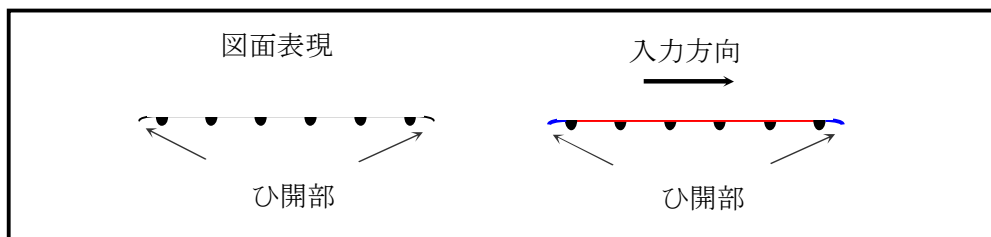
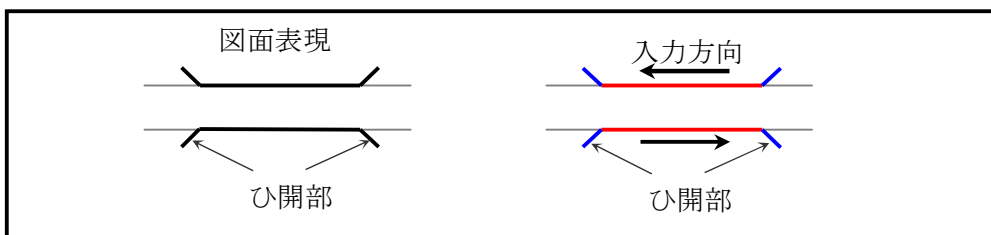
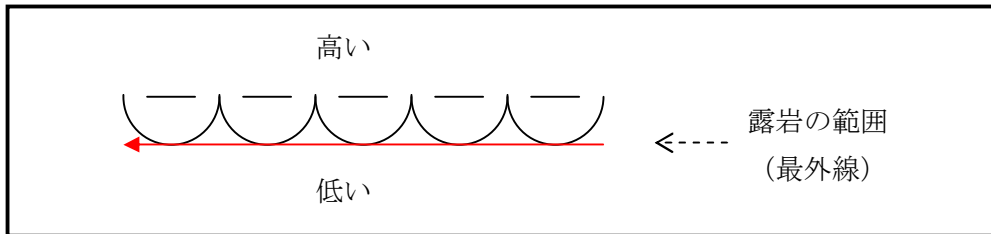
(座標列方向)

第54条 面、線、円、円弧データにおいて、座標列方向が規定されたものは、次の各号による。

- (1) 人工斜面や被覆(大)等1つの記号を得るために上端線と下端線のデータを取得する必要のあるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右に見た形で、下端線は標高の高い方を右に見た形でデータを取得する。
- (2) 滝、せき、被覆(小)、さんご礁、露岩等、データの取得方向に対して記号の形が対称で

ない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を左に見た形でデータを取得する。

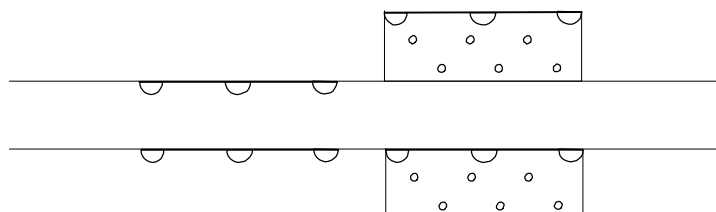
- (3) 橋、防護さく等は、修飾する部品記号を右に見た形でデータを取得する。但し、中庭のような内包面となるデータは、対象物を左に見た形でデータを取得する。



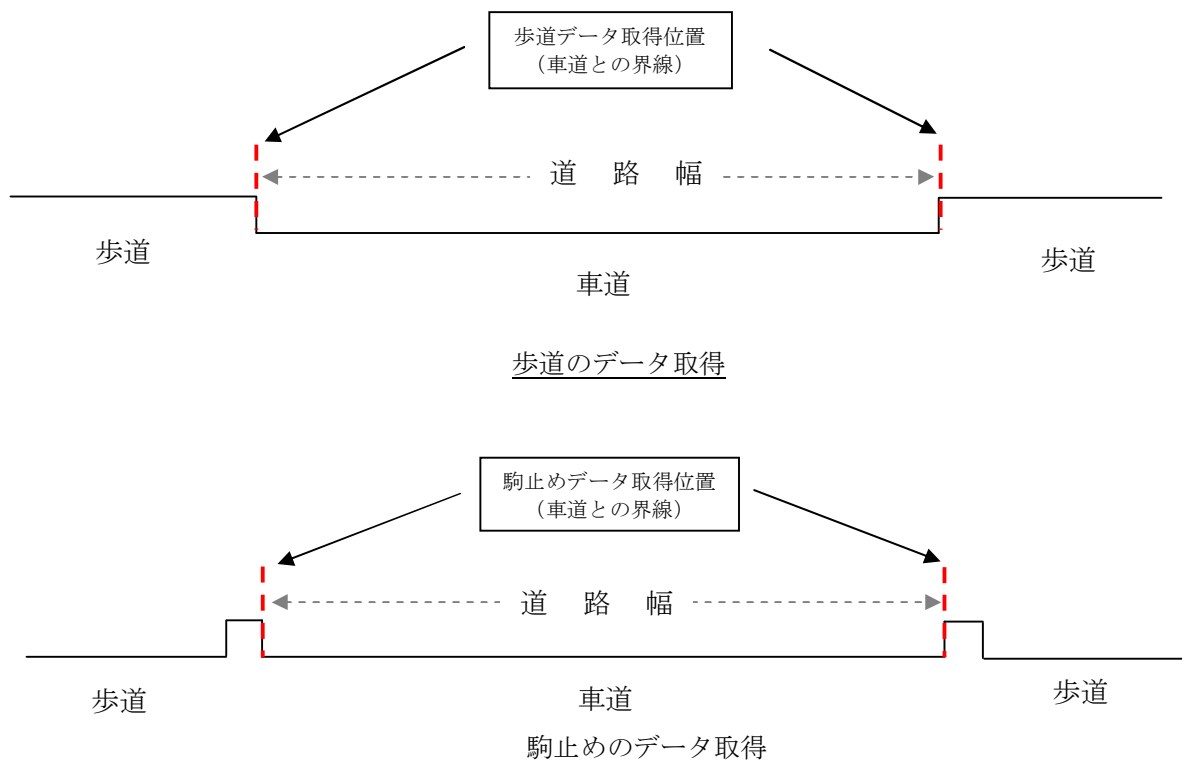
(表示の原則)

第55条 面、線、円、円弧データにおいては、原則として座標位置を中心として表示する。

- 2 道路に面する被覆 (小) においては、座標位置を線の表示中心とする。



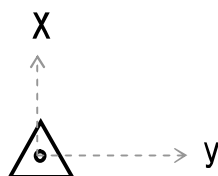
3 歩道、駒止において、座標位置を車道側の縁とする。

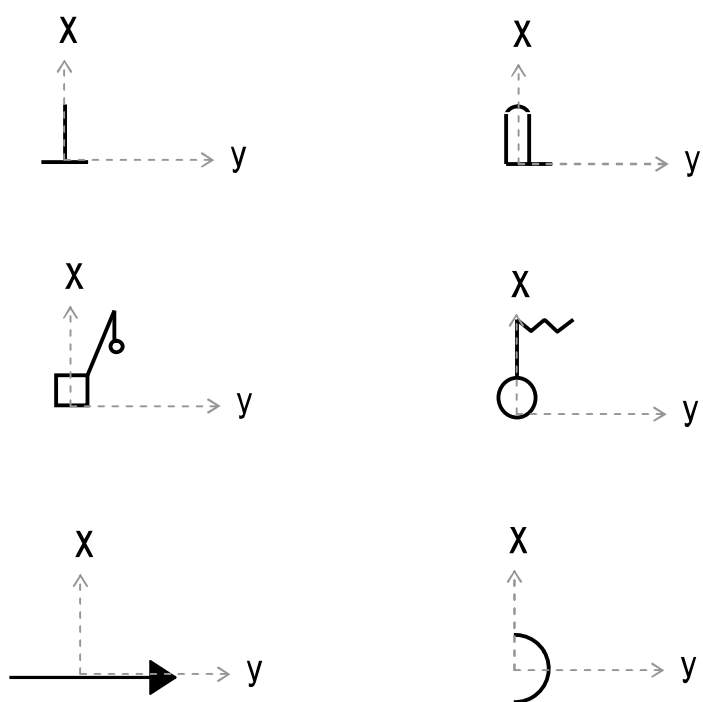


4 記号の表示原則は、次の各号による。

- (1) 平面記号は、座標位置を中心とする。
- (2) 側面記号のうち、影のあるものは、影を除く射影の中心とする。
- (3) 側面記号のうち、旗が立っているものは、旗を除いた図形の中心とする。
- (4) 方向記号は、記号の中心を原点座標とし、**X**座標軸上を方向基点とする。

種別	原点	備考
平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、とうろう、水位観測所、タンク、灯台など
側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、路傍祠など
	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など
方向記号	X 座標軸を方向基点	門、屋門、鳥居、高塔、とうろう、坑口、洞口など





5 記号の寸法は、表示した際の記号外周縁を原則とする。

(図式化の原則)

第56条 デジタルマッピングデータファイルより地形図原図を作成する場合の図式化は、原則として自動処理により行うものとする。

- 2 自動処理が困難な場合は、表現補助データを用いてもよいものとする。ただし、その場合でも石段等の階段部を除いて、表現補助データはデジタルマッピングデータファイルには格納しないものとする。

第2節 取得分類基準

(取得分類の基準)

第57条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の取得分類の基準及びデータタイプは、「大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表（案）」による。

- 2 応用測量の取得分類の基準及びデータタイプは、「大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表（案） 応用測量」による。
- 3 測量記録の取得分類の基準及びデータタイプは、「大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表（案） 測量記録」による。

第4章 注記

第1節 通則

(注記)

第58条 注記とは、文字または数値による表示をいい、地域、人工物、自然物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明並びに標高、等高線数値等に用いる。

(注記の原則)

第59条 注記の原則は、次による。

- (1) 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。
 - ア 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。
 - イ 地域とは、居住地のように集団的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。
 - ウ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。
- (2) 固有名注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。
- (3) 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住の地名（以下「居住地名」という。）には適用しない。
- (4) 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不適当と認められる場合は、疑問を生じない範囲で略称を表示することができる。
- (5) 注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。

- (6) 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を抹消しないように表示する。
- (7) 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。

(注記の取捨選択)

第60条 注記の取捨選択は、次による。

- (1) 行政区画の名称（以下「行政名」という。）は、東京都の区、市町村及び指定都市の区について、すべて表示する。
- (2) 居住地、鉄道及び駅の名前は、原則としてすべて表示する。
- (3) 河川、湖池、海湾、山地、島、道路、その他の地物等の名称については、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。

(使用する文字)

第61条 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。

文字の種類	適用範囲
漢字	漢字を固有名とする名称
ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名
かた仮名	かた仮名を固有名とする名称
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等
ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称

(書体及び字形)

第62条 書体は、原則としてゴシック体（等線書体）とし、字形は、すべて直立体とする。

(字大)

第63条 字大とは、文字を囲んだ四角形の高さをいい、一個の注記の字大は全て同一とする。

- 2 助字がある場合の数値地形図原図上での表示は、第66条（助字）の規定による。

(字隔)

第64条 字隔とは、一個の注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一個の注記の字隔はすべて等間隔とする。

- 2 助字がある場合の数値地形図原図上での表示は、第66条（助字）の規定による。

(字列)

第65条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。

- (1) 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。
- (2) 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対し垂直にする。

(3) 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分する。この場合、対象物の傾きが図隔下辺に対して 45° 未満の場合は横読みに、 45° 以上の場合は縦読みにするようになる。

ア 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。

イ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。

ウ 折線字列とは、前各号及びア、イにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に対して平行になるようにする。

(助 字)

第66条 助字とは、親字の間にはさまれた小文字で親字と一体となって、その正しい名称を表す文字をいい、拗音、促音を含む。

(1) 助字の表現は、数値地形図原図上のみで行う。

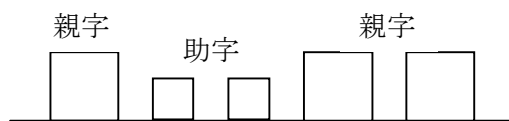
(2) 助字の字大は、親字の字大の **60%** を標準とする。

(3) 横書きの場合の助字は、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合の助字は、文字の右辺を字列の右辺と一致させて表示する。

[字隔が 1/2 の例]



(4) 助字が続く場合の字隔は、次のようにする。



[字隔が 1/2 の例]

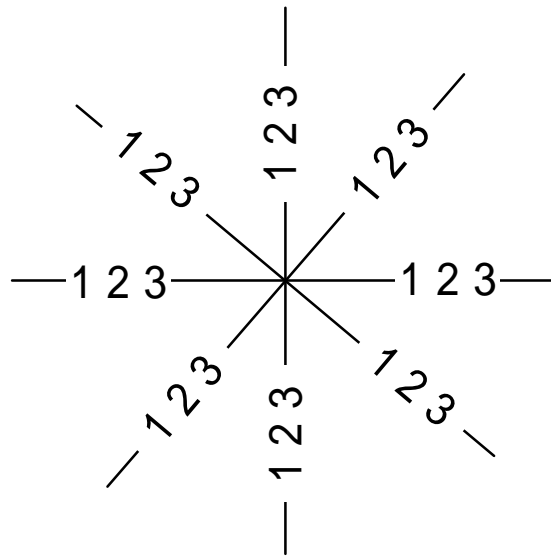
(ふり仮名)

第67条 ふり仮名は、難読な漢字に対して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、字大は **1.5mm**、漢字との間隔は **0.5mm** とする。

2 ふり仮名は、個別の注記要素として入力する。

(アラビア数字)

第68条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。

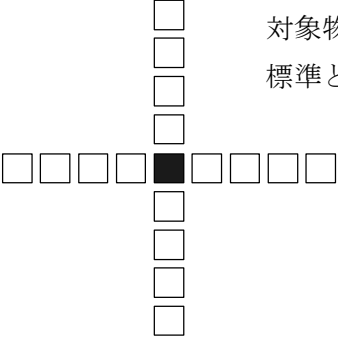

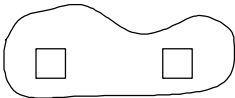
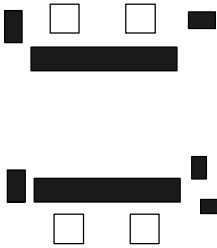
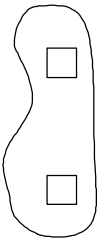
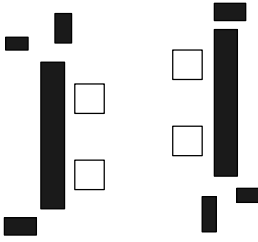


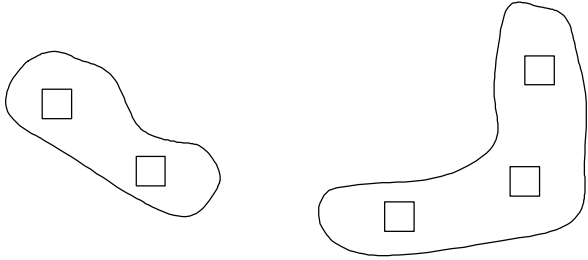
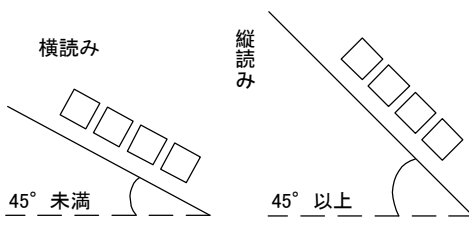
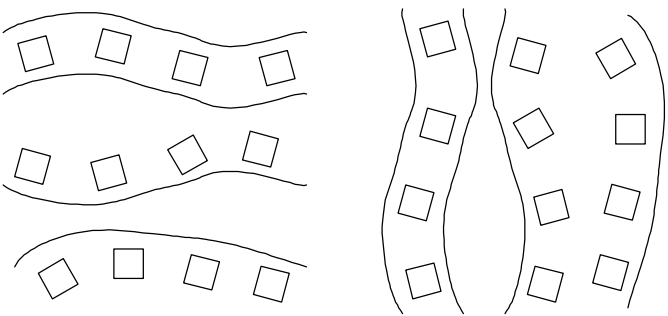
(外 字)

第69条 外字は、データファイル内には使用しないものとする。

(注記の配置)

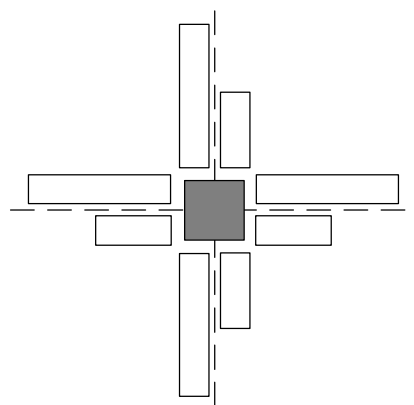
第70条 注記の配置は、次の図例により表示する。

注記の区分	字列	注記の位置及び優先順位	備考
小対象物	水平字列・垂直字列 水平字列・垂直字列	<p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: center;">対象物と注記の間隔は 1.0mm を標準とする。</p> <p>地物が錯綜し上記の方法による注記が困難な場合は、注記位置を適宜移動することができる。この場合、注記の指示が不明確になる場合は、当該地物中央に指示点を表示する。</p> <p style="text-align: center;">  </p>	<p>①②・・・は、表示の優先順位</p>
地域	水平字列	<p>地域Ⅰ 対象物の内側に表示するもの</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p>地域Ⅱ 対象物の外側に表示するもの</p> <p style="text-align: center;">  </p>	<p>地域Ⅱで注記する場合の、対象物と注記との間隔は1字大を標準とする。</p>
域	垂直字列	<p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: center;">  </p>	

注記の区分	字列	注記の位置及び優先順位	備考
地域	斜向字列・折線字列		<p>水平字列、垂直字列によることが適当でない海湾及び湖池等に適用する。</p>
線状対象物	斜向字列直線字列		<p>対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は字大の1/2を標準とする。</p>
線状対象物	斜向字列曲線字列		<p>線状対象物の幅が広い場合は、対象物の内側に表示する。</p>

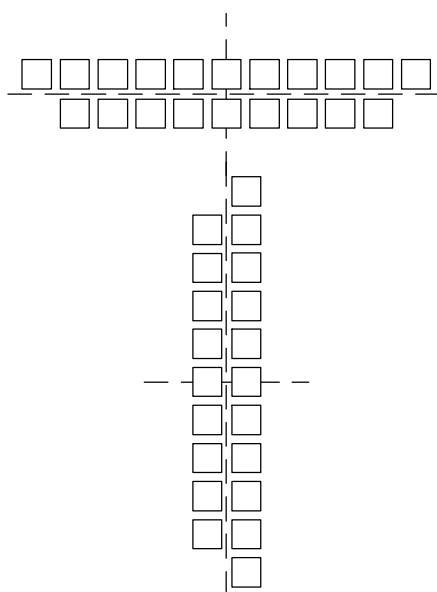
2 字列を二列に分けて表示するときは、字列の間隔を **1.0mm** とするほか、次による。

(1) 小対象物は、対象物側の文字をそろえ2列の中心線を対象物の中央に一致させる。



①②は表示の優先順位を示す。

(2) 地域の注記にあたっては、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。



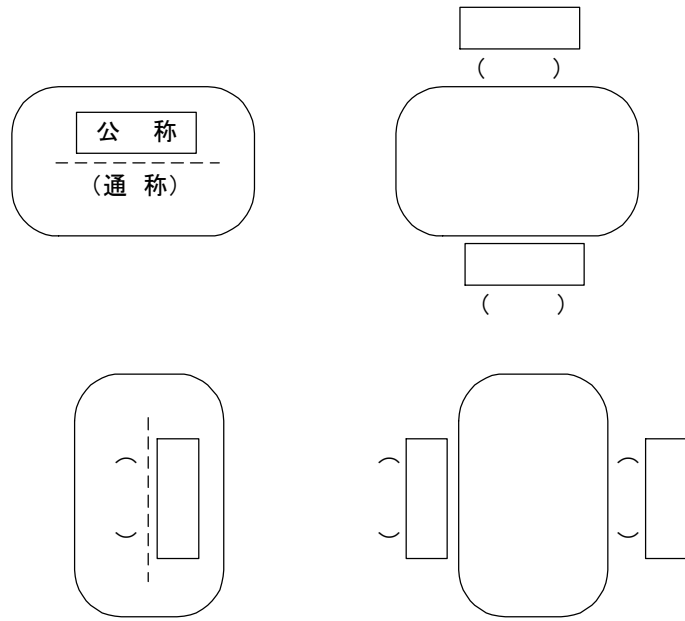
3 公称と通称を併記する場合は、次のとおりとする。

- (1) 通称は、括弧を含めて公称とおおむね等しくなるよう字隔を調整する。
- (2) 併記する字列の間隔は、**1.0mm** とする。
- (3) 括弧は、1文字扱いとして表示する。

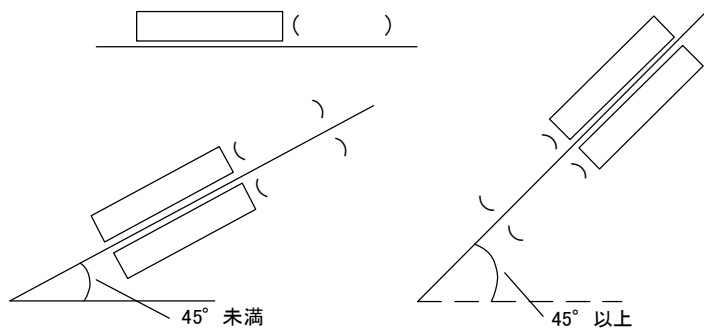
● 小対象物



- 地域

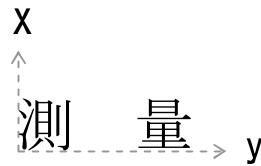
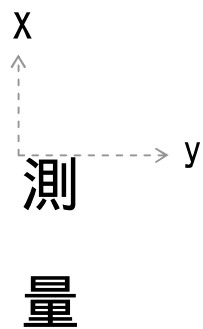


- 線状対象物



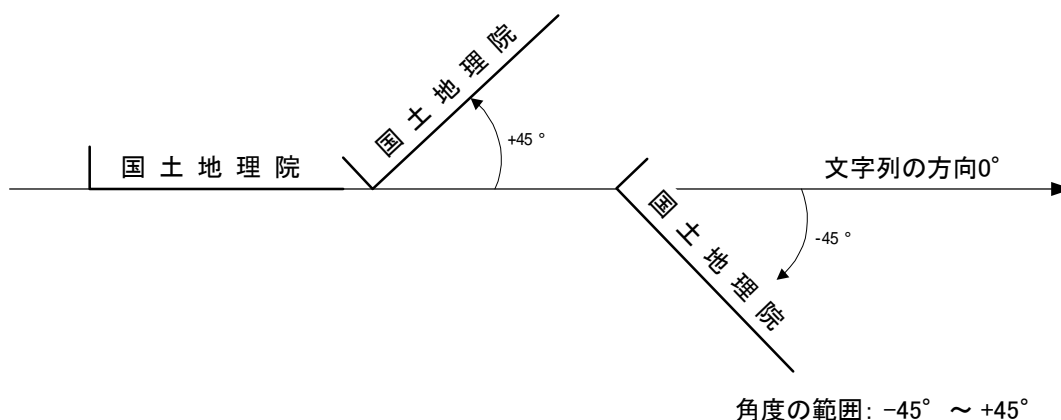
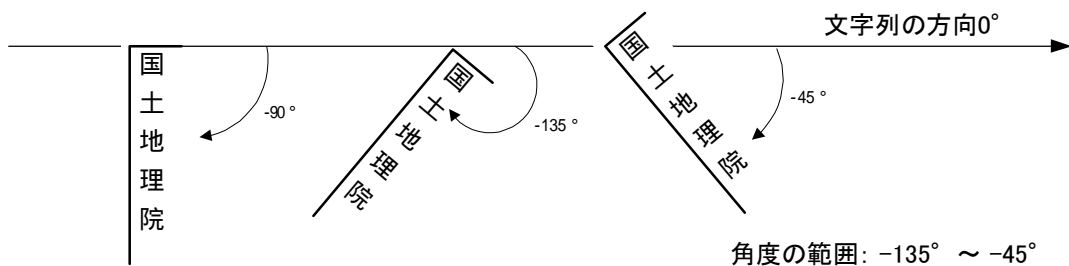
(注記の原点と文字列の方向)

第71条 注記の原点は、縦書きでは1文字目の左上、横書きでは1文字目の左下とする。

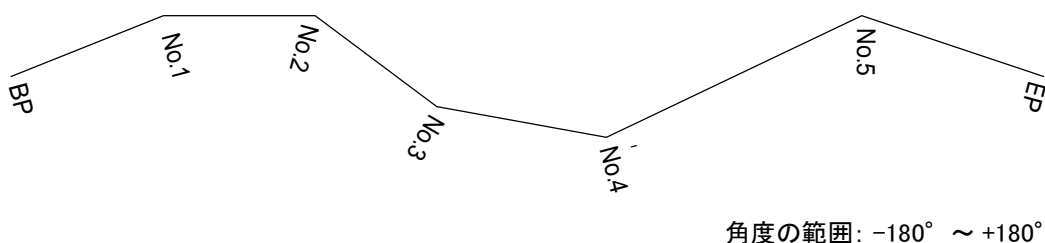


2 注記の文字列の方向は、次による。

(1) 文字列の方向は、原則として次の図例による。



(2) 路線中心等への注記は、路線の向きに添うものとする。



(注記の適用)

第72条 地図情報レベル 500、1000、2500、5000 の注記の適用は、「大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表 (案)」による。

- 2 応用測定の注記の適用は、「大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表 (案) 応用測定」による。
- 3 測量記録の注記の適用は、「大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表 (案) 測量記録」による。

第2節 細 則

(行政区画)

第73条 行政名の表示は、次による。

- (1) 行政名は、都道府県（北海道の支庁を含む。）名及び郡の名称を除きすべて表示する。
- (2) 図上の面積が狭小で、規定の字大を用いることが困難な場合は、適宜字大を小さくして注記することができる。
- (3) 市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」を付して表示する。

(居住地名)

第74条 居住地名の表示は、次による。

- (1) 居住地名は、大区域、大字・町（住居表示による〇〇丁目を含む。）、小字・丁目、通りに区分して表示する。
- (2) 地方自治法又は住居表示に関する法律に基づき、大字、町等の名称が定められた場合は、その名称を省略することなく表示する。なお、市街地等において、狭小な区域に字数の多い名称がある場合は、字大を 3.0mm として表示することができる。
- (3) 大区域は、旧行政名等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。
- (4) 居住地名が同じ呼称の一大字、一小字で構成される場合は、大字名のみを表示する。なお、異呼称の場合には、地域Ⅱの注記法により、小字名をその集落に近い方に表示する。
- (5) 大字に 2 個以上の小字がある場合には、小字名をそれぞれの区域に表示し、さらに大字名をその中央に表示する。
- (6) 市街地等の狭長な地域又は街区が、丁目、条又は通りにより縦横に区画された場合は線状対象物の注記法で表示することができる。

(道 路)

第75条 道路の名称の表示は、次による。

- (1) 道路の名称は、高速道路、一般国道、有料道路及び都道府県道については、原則としてすべて表示し、街道、通り、専用道路等については、一般によく用いられている名称がある場合に表示する。
- (2) 一般国道は、「国道 15 号」等と表示し、著名な街道名を併記する場合は、線状対象物の併記の注記法により表示する。ただし、国道の注記における文字の配列は道路に直立するようにし、路線番号を示す数字の字隔は 1/4 とする。
- (3) 都道府県道等は、「主要地方道〇〇・〇〇線」「〇〇道〇〇線」等と表示する、この場合の「〇〇・〇〇」のような固有名間の間隔は、1 字大とする。
- (4) 坂、峠、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。
- (5) トンネルの名称は、小対象物の注記法によりトンネルの出入口に表示する。ただし、一見して同じトンネルの出入口と判断できる場合には、いずれか一方に注記するものとする。
- (6) 高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。

例) ○○インターチェンジ→○○IC
△△ジャンクション JCT
□□サービスエリア SA
▽▽パーキングエリア→▽▽PA

(鉄 道)

第76条 鉄道の名称の表示は、次による。

- (1) 鉄道は、固有の名称に従って「○○鉄道」「○○鉄道○○線」等と注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。
- (2) 駅の名前は、すべて表示する。旅客駅は小対象物の注記法により「○○駅と表示する。貨物駅、操車場及び信号所の名前は、その景況に従い、小対象物又は地域の注記法により表示する。

(建 物)

第77条 建物の名称の表示は、次による。

- (1) 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。
- (2) 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。

(小物体)

第78条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。

(水 部)

第79条 水部の名称の表示は、次による。

- (1) 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する、
- (2) 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。
- (3) 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。
- (4) 海灣の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内灣等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する
- (5) 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。

(水部に関する構造物)

第80条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。

(諸地・場地)

第81条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。

(山 地)

第82条 山地の名称の表示は、次による。

- (1) 山、丘、尖峰等は、著名なもの又は用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。
- (2) 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、第79条（水部）（1）及び（2）の規定に準じて表示する。

(基準点の標高)

第83条 電子基準点、三角点、水準点等の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の重要な地物と重複する場合は、適宜移動して表示することができる。

(等高線数値)

第84条 等高線数値の表示は、次による。

- (1) 数値は、主として計曲線、補助曲線及び凹地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合は、主曲線に表示することができる。
- (2) 数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。
- (3) 数値は、等高線を間断し、等高線と字列の中心を一致させて表示する。
- (4) 表示密度は、基準点を含めて、図上10 cm × 10 cmに10個を標準とする。

(説明注記)

第85条 説明注記は、地図記号のみでは状況及び種類が明瞭でない場合に、その種類に応じて小対象物、地域又は線状対象物の注記法により表示する。

- (例) 道路、鉄道等の建設中 → (建設中)、(宅地造成中)、(耕地整理中)
(〇〇工事中)、(工場用地)
建物 → (建築中)
規模の大きい輸送管の種類 → (水)、(油)、(ガス)

第5章 整飾

第1節 通則

(整飾)

第86条 整飾とは、図郭を表示し、大縮尺地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

(整飾の表示事項)

第87条 整飾の表示事項は、設計書または特記仕様書によるものとする。ただし、地形図原図の凡例には、「平面直角座標値は、世界測地系による。」ことを表示する。

デジタルマッピングデータファイル 仕様

第1章 総則

第1節 総則

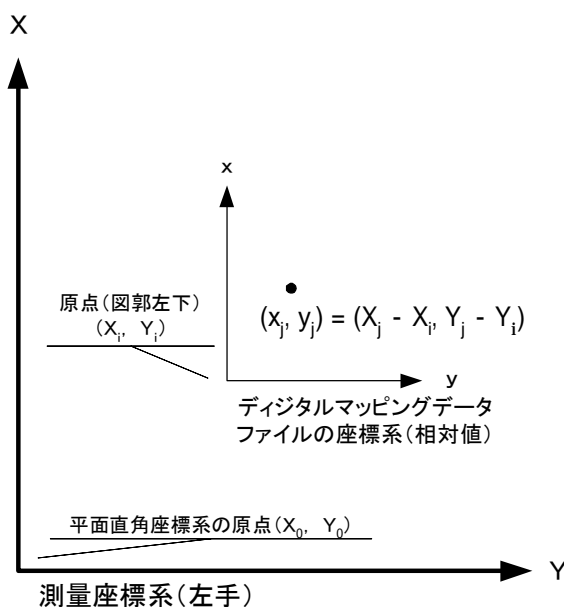
(ファイル仕様のバージョン)

第88条 本規約に基づくデジタルマッピングデータファイルのバージョンは、1とする。

- 2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。

(座標軸と原点)

第89条 デジタルマッピングデータファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。



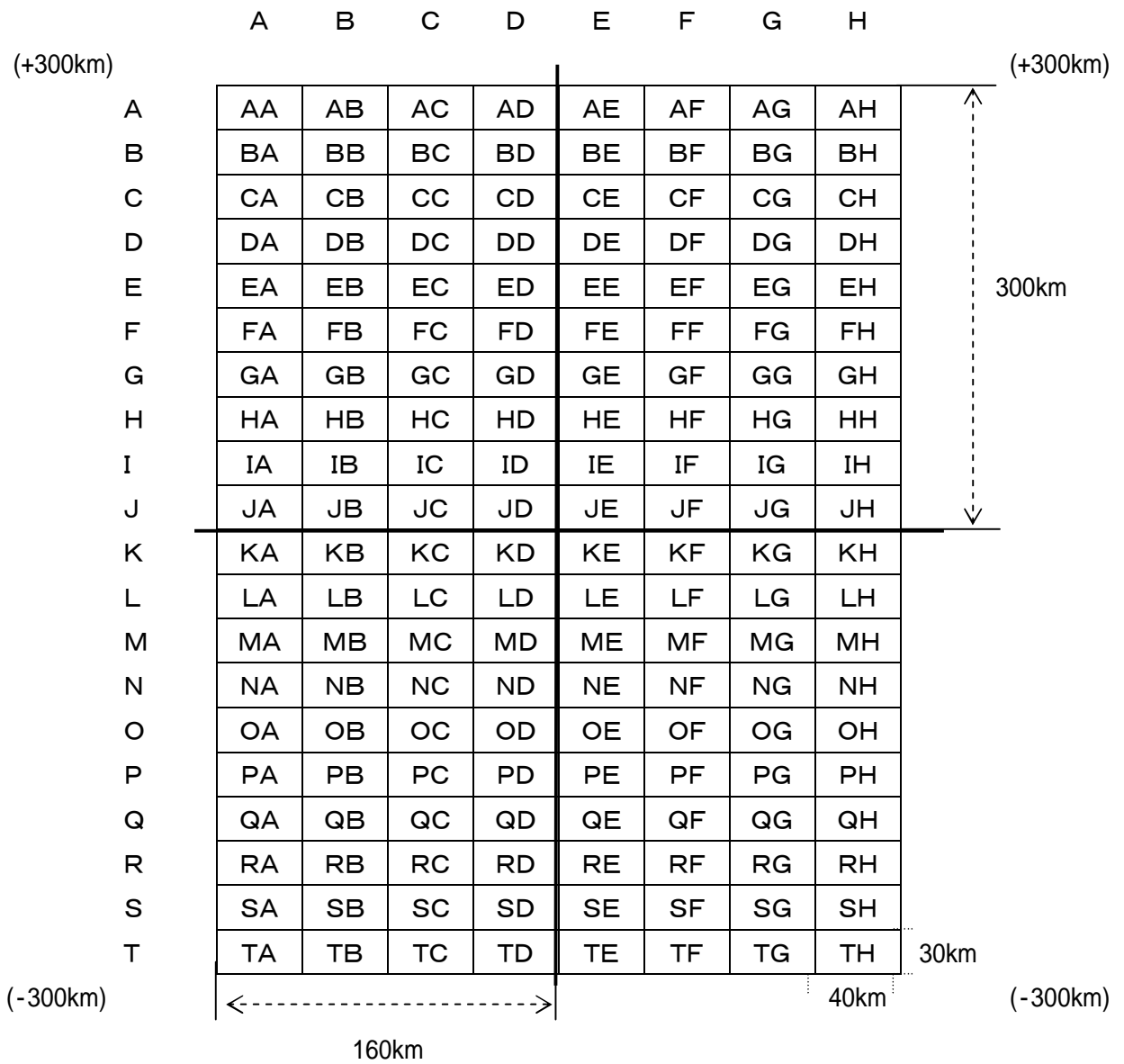
- 2 デジタルオルソデータファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。
- 3 デジタルオルソデータファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。

(図郭割り)

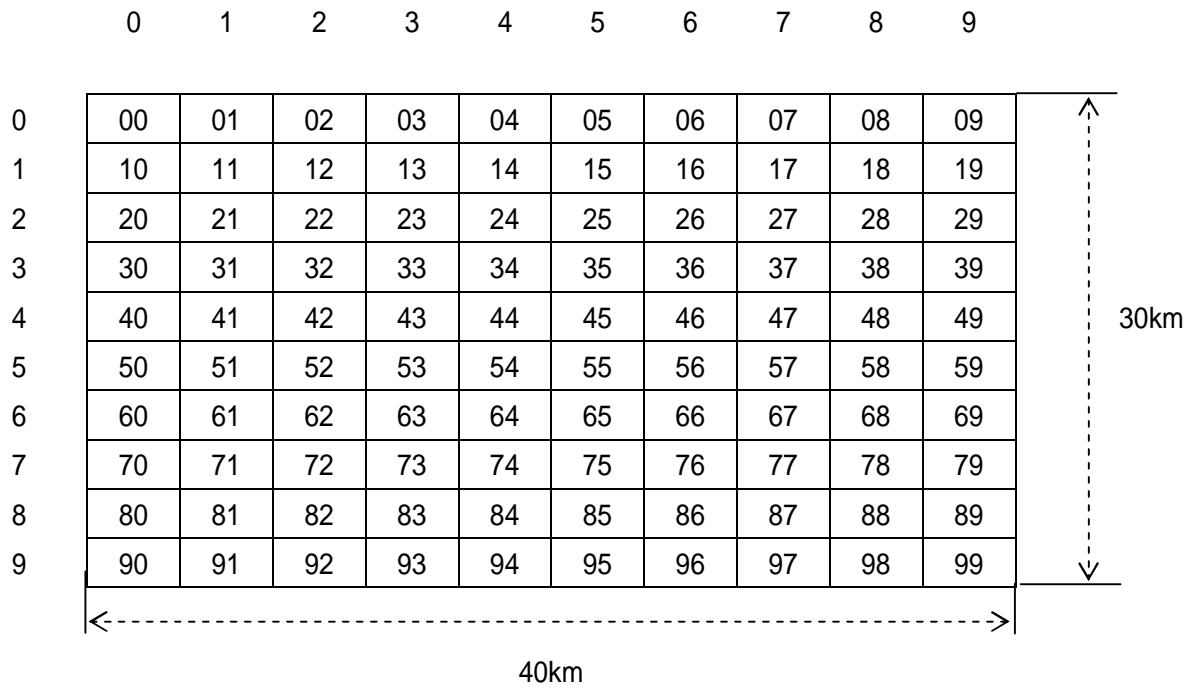
第90条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。

- 2 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。
- 3 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。
- 4 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。

- (1) 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北 **300km**、東西 **160km** を含む区域を **30km × 40km** の長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。



- (2) 地図情報レベル 5000 にあつては座標系内の 1 区画を 100 等分し、下図によりアラビア数字で表示する。



- (3) 地図情報レベル 2500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 2 等分して得られる 4 個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に 1～4 のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

1	2
3	4

- (4) 地図情報レベル 1000 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 5 等分して得られる 25 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

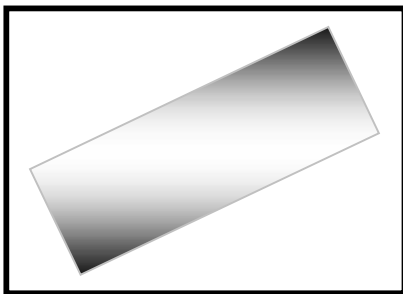
	A	B	C	D	E
0	0A	0B	0C	0D	0E
1	1A	1B	1C	1D	1E
2	2A	2B	2C	2D	2E
3	3A	3B	3C	3D	3E
4	4A	4B	4C	4D	4E

- (5) 地図情報レベル 500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 10 等分して得られる 100 個の区画を次の図例に従つて区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

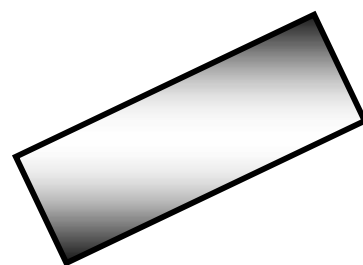
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

5 路線等に沿つたデータ整備の場合は、次の各号による。

- (1) データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。
- (2) 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。
- (3) 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合には、**m** 単位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。
- (4) 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合の図郭座標は、地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。



座標軸に平行な矩形で覆う場合



斜めの矩形で覆う場合

(ファイルの命名則)

第91条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。

- 例. 1/500.....09LD0000~99
 1/1,000.....09LD000A~4E
 1/2,500.....09LD001~4
 1/5,000.....09LD00~99

2 ファイルの拡張子は、次の各号による。

- (1) インデックスファイルは、**DMI** とする。
- (2) データファイルは、**DM** とする。

(データファイルの更新)

第92条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただし、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。

- 2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1 から付番するものとする。

(世界測地系への座標変換)

第93条 日本測地系から日本測地系 **2000** への座標変換する場合は、図郭割りも日本測地系 **2000** に従うものとする。

- 2 ただし、1 回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標を **mm** 単位で図郭座標として記録するものとする。

(必須項目と選択項目)

第94条 ファイル仕様の各項目は、必須項目と選択項目に分類する。

- 2 選択項目の使用は、受発注者間の協議による。

第2章 デジタルマッピングデータファイル仕様

第1節 通 則

(座標値の単位)

第95条 水平座標値(**X, Y**)の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なく **m** 単位とする。

- (1) 地図情報レベル **500** 及び **1000** では、**mm** 単位とする。
 - (2) 地図情報レベル **2500** 及び **5000** では、**cm** 単位とする。
 - (3) 地図情報レベル **10000** では、**m** 単位とする。
- 2 標高値 (**Z**) の単位は、次の各号に従うものとする。
 - (1) 属性数値に標高値(**Z**)を与える場合は、**mm** 単位とする。
 - (2) 属性数値以外の標高値 (**Z**) の単位は、水平座標値 (**X, Y**) に準ずる。

(図郭座標の端数)

第96条 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。

例えば、“-1234.56”は、図郭座標カラムには“-1234”を、図郭座標端数カラムには“-56”を記述する。

(角 度)

第97条 角度の単位は、度単位とする。

(点データの記述)

第98条 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には 0 を与える。

- 2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値に **mm** 単位で格納するものとする。
- 3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。

(等高線データの記述)

第99条 等高線データは、要素レコードと 2 次元座標レコードを使用して格納するものとする。

- 2 等高線標高は、要素レコードの属性数値に **mm** 単位で格納するものとする。

(属性数値)

第100条 属性数値は、**mm** 単位で格納するものとする。

- 2 有効桁数以下の数値は、0 を与えるものとする。
- 3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。

(ファイルの座標次元)

第101条 ファイルの座標次元は、3 次元を標準とする。

- 2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、**Z** 値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。
- 3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。

(レコード)

第102条 レコード長は、**84** バイト固定長とする。

- 2 各レコードの区切りには、**CR(0Dh)LF(0Ah)**を与えるものとする。

(代表点の座標)

第103条 点データ及び注記データにおいては、データの原点座標を代表点の座標に格納するものとする。

(年月の記述)

第104条 年月の記述は、期間が複数月にまたがる場合には最終の年月を与えるものとする。

- 2 取得年月は、原則として納品年月とする。

(文字コード)

第105条 文字コードは、**Shift-JIS** とする。

- 2 使用する文字の範囲は、JIS 第一水準と第二水準とする。

第3章 デジタルオルソデータファイル仕様

第1節 通 則

(図郭割り)

第106条 デジタルオルソデータファイルの格納は、国土基本図図郭を基本とした図郭単位とし、適宜分割することができる。

- 2 デジタルオルソデータファイルの位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。

第2節 デジタルオルソデータファイル

(ファイル仕様)

第107条 デジタルオルソデータファイルは、原則として非圧縮 TIF 仕様で格納するものとする。

(ファイル命名則)

第108条 デジタルオルソデータファイルの名称は、デジタルマッピングデータファイル名称に準じる。

- 2 デジタルオルソデータファイルの拡張子は、TIF とする。

第3節 位置情報ファイル

(ファイル仕様)

第109条 位置情報ファイルは、原則としてワールドファイル仕様で格納するものとする。

- 2 ワールドファイル仕様は、次の各号による。

- (1) 画像座標系から地上座標系へ変換を行う際の、アフィン変換の 6 パラメータ(a から f) を順番に各 1 行で記述する。

アフィン変換は、次式で表される。

$$\begin{cases} x' = ax + by + c \\ y' = dx + ey + f \end{cases}$$

ここで、

x' : 地上座標系の x 座標 (数学系-東西、単位 : m)

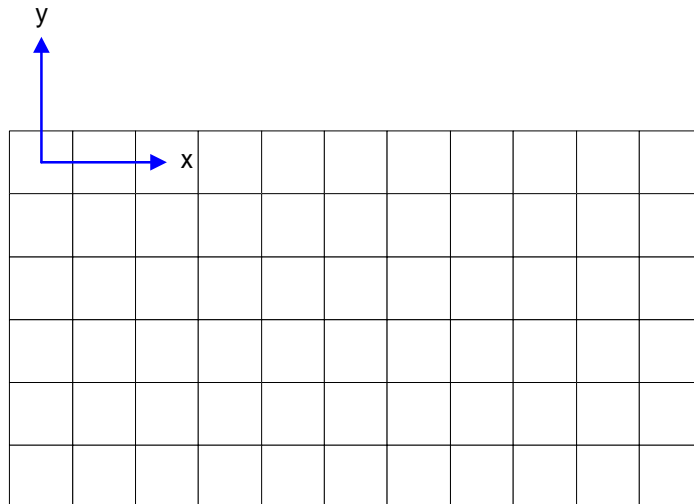
y' : 地上座標系の y 座標 (数学系-南北、単位 : m)

x : 画像座標系の x 座標 (カラム又は列、単位 : 画素)

y : 画像座標系の y 座標 (ロウ又は行、単位 : 画素)

$a \sim f$: アフィン変数

- (2) 座標の原点は、下図に示す左上画素の中心を原点とする。



(ファイル命名則)

第110条 ワールドファイルの名称は、デジタルマッピングデータファイル名称に準じる。

- 2 ワールドファイルの拡張子は、TFW とする。

第4章 デジタルマッピングデータファイル説明書

(作業地域表)

第111条 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。

- 2 図郭割り標定図は、別途作成する。
- 3 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。

(データ管理表)

第112条 データ管理表は、一作業につき一表を作成する。

(データ更新記録表)

第113条 デジタルマッピングデータファイルの更新（修正測量）を行った場合に、その履歴を記録する。

(記録媒体記録票)

第114条 デジタルマッピングデータファイルを記録媒体に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。

(ユーザー領域説明書)

第115条 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したカラム、書式とともに、その内容を記述する。

(データ項目別オプションリスト)

第116条 拡張デジタルマッピング取得分類基準表(案)以外の分類を使用した場合、本作業規程で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。

- 2 注記表示情報とは、字大・字隔・線号を示す。
- 3 オプションリストに関する付属書類は、必要に応じて作成する。

(属性区分表)

第117条 属性データを用いた場合には、属性区分を設定し、その内容を属性区分表に整理するものとする。

(外字記録表)

第118条 地形図原図作成時に外字を使用することが望ましい文字がある場合には、外字記録票に記録するものとする。

添付資料

- ◆ デジタルマッピングの取得分類コード表
- ◆ 大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表 (案)
- ◆ 大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表 (案) 応用測量
- ◆ 大縮尺地形図図式 拡張デジタルマッピング取得分類基準表 (案) 測量記録
- ◆ デジタルマッピングデータファイル仕様
- ◆ デジタルマッピングデータファイル説明書 様式

作業地域表

地 域 名		作 成 年 月 日	年 月 日
座 標 系		計 画 機 関 名	
新 規 ・ 修 正	新規・修正 回	管 理 部 署	
地 図 情 報 レ ベ ル		管 理 者 名	
デ ー タ 分 類	真位置・作図	作 業 機 関 名	
地域最小コーナー座標		同 作 業 部 署	
地域最大コーナー座標		責 任 者 名	
レコードフォーマット		ボ リ ュ ー ム 数	
オ プ シ ョ ン 項 目		記 録 媒 体 名	
特記事項			

データ管理表

ボリューム番号	ファイル番号	図郭識別番号	ブロック数	

データ更新記録表

修正測定回数	修正測定年月日	修正測定内容

記録媒体記録票

ボリューム番号	
地域名	
文字コード	Shift-JIS
記録媒体	CD-ROM, MO, DVD 等
記憶容量	Mbyte
レコード長	
記録形式	テキスト形式
ファイル数	
備考	

ユーザー領域説明書

レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式

データ項目別オプションリスト

オプション項目 表現分類 (名称)	使用している 分類コード	本規程の 分類コード	転位区分	間断区分	*グループピング	*方向性	*属性データ	*注記表示情報	地図記号	摘 要

* 当該オプションを採用した場合は、○印を付す。

属性区分表

属性区分	属性データ書式	属性内容	対象取得分類

外字記録表

図郭識別番号	位置(X,Y)	分類コード	入力文字	外字